



年末年始 町の業務・施設等のご案内

■ 施設休業日

12月29日～令和4年1月3日休業

- ・役場本庁舎 ・第2庁舎 ・太美出張所 ・ゆとろ
- ・子ども発達支援センター ・子どもプレイハウス
- ・総合体育館 ・西当別コミュニティーセンター
- ・白樺コミュニティーセンター ・当別町図書館 ・西当別分館
- ・世紀会館 ・FIKA ・ふれあい倉庫

12月30日～令和4年1月3日休業

- ・北欧の風 道の駅とうべつ
※駐車場、トイレは無休

令和4年1月1日・2日休業

- ・みどりヶ丘葬苑

出生・死亡・婚姻届等、戸籍関係の届出は、年末年始の休業に関わらず、役場本庁舎の警備員室で受け付けます。ただし、死亡届は8時45分～17時15分の取り扱いです。

■ 当別ふれあいバス・JR 代替バス「月形当別線」とべ～る号

- ・運休 令和4年1月1日
 - ・土日祝日ダイヤ 12月31日、令和4年1月2日～3日
 - ・通常運行 令和4年1月4日～
- ※市街地予約型線・青山線の予約受付時間
年末は12月30日18時まで。年始は令和4年1月4日8時30分から。
- ▼問合せ (有)下段モータース (☎23 - 2630)

■ 一般家庭ごみ収集休業日

12月28日～令和4年1月3日休業

- ・粗大ごみ受け付け

12月29日～令和4年1月3日休業

- ・北石狩衛生センター自己搬入

12月29日～令和4年1月2日休業

- ・ステーション収集
(ごみカレンダー参照)

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎23 - 2503)

■ し尿汲み取り休業日

12月29日～令和4年1月3日休業

12月15日までの申込み分は年内に汲み取ります。年末年始は大変混み合いますので、お早めに申込みください(汲み取り日の指定はできません)。

▼申込み (有)当別清掃社
(☎22 - 3056)

当別町職員(土木技術職)採用資格試験を実施します

～町内に居住できる方の応募をお待ちしています～

■ 問合せ 総務課人事係 (☎23 - 2330)

▼採用予定数

試験区分	採用予定数
社会人【土木技術職】	若干名

▼受験資格

昭和47年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ民間企業等において土木工事の計画、設計、施工管理等の職務経験が直近7年中5年以上ある者。

▼試験内容

- ・一次試験 書類選考
エントリーシートおよび小論文等の提出された書類内容に基づき選考します。
- ・二次試験 作文、面接試験等(予定)
※一次試験合格者のみ、令和4年1月中旬

▼採用予定日 令和4年4月1日

▼提出書類

- ・当別町職員採用資格試験エントリーシート
- ・資格登録証または資格検定合格通知書の写し(資格がある方)
- ・住民票(本人のもの)
- ・卒業証明書
- ・小論文(指定用紙)

※エントリーシートおよび小論文用紙は役場総務課・太美出張所(太美郵便局内)に備え置くほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▼受付期間


12月13日(月)まで、8時45分～17時15分
※土・日曜日、祝日を除く。
※郵送の場合は、12月13日(月)必着。

新型コロナウイルスに対する支援金等について

期限が迫っていますので申請をお忘れなく！


事業者向け支援金等

1. 事業者特別支援金

休業・時短等に協力した飲食店の取引先や、外出・往来自粛等による影響を受けて売り上げが減少した事業者を支援します。
※国や道の要請にかかる「感染防止対策協力支援金」を一度でも受給した飲食店等の事業者および「大規模施設感染防止対策等支援金」受給者は対象外です。


- ▼支給額 法人 20万円、個人 10万円
- ▼申請期限 令和4年1月31日(月) 消印有効

2. 大規模施設感染防止対策等支援金

町内に300平方メートル以上の屋内総床面積施設を有する飲食および宿泊事業者を対象に、感染対策強化やポストコロナを見据えた取り組みを支援します。

- ▼支給額 1事業者当たり一律50万円
- ▼申請期限 令和4年1月31日(月) 消印有効

3. 中小企業コロナウイルス対策支援事業補助金

新型コロナウイルス感染防止対策や、新たな情報発信に取り組む町内事業者を支援します。

▼支給対象者 町内に事業所を有する事業者のうち、小売業・飲食業・宿泊業・サービス業を営む事業者。

▼支給額 1事業者当たり10万円まで

▼補助対象 令和3年4月1日(木)から令和3年12月31日(金)までに実施する下記の事業。

①「新しい生活様式」導入支援事業

新型コロナウイルス感染予防ガイドラインの趣旨に沿った取り組みに必要な経費のうち、町内事業者から購入、工事または導入したものに限り、上限5万円(補助率1/2以内)を補助します。

②広告宣伝活動支援事業

販売促進のための広告宣伝に必要な経費のうち、上限5万円(補助率3/4以内)を補助します。

▼申請期限 令和4年1月14日(金) 消印有効

※申請要件など詳細は町ホームページをご確認ください。

▼送付先・問合せ(1~3共通)

〒061-0292
当別町白樺町58番地9
当別町経済部商工観光課商工観光係

郵送で受付します。申請要項を確認のうえ、町ホームページに掲載されている「必要書類チェックリスト」に従い、書類を全て提出してください。

※切手を貼り付け、裏面には差出人住所および氏名を必ず記載してください。

低所得の子育て世帯への 子育て世帯生活支援特別給付金

今年4月より新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。支給要件に該当する場合は申請が必要です。

●支給対象者(ひとり親)

- ①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方
 - ②新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準となった方
- ※令和3年4月分の児童扶養手当受給者は4月下旬に支給済みです。ふたり親への給付金と重複しての受給はできません。

●支給対象者(ふたり親)

- ①高校生のみを養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和3年度住民税非課税の方
 - ②令和3年1月以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、父母共に非課税者と同じ水準になった方
- ※令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は支給済です。

▼支給額 児童一人当たり一律5万円

▼申請期限 令和4年2月28日(月)

▼申込み・問合せ

保健福祉課福祉係(ゆとろ内) ☎23-3019

申告相談・還付申告・住民税申告のお知らせ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告、住民税申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

なお、当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用し、体調不良の場合は申告日を変更するなど、ご協力ください。

申告相談日

令和4年2月1日(火)～2月15日(火)
※土・日・祝日は除く。

場 所 役場1階 大会議室

※受付時間や必要書類など、詳細は広報1月号に掲載します。

<札幌北税務署で申告いただく方>

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地・家屋・株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、役場では受付できません。該当される方は、確定申告の時期(2月16日～3月15日)にe-Tax(電子申告)または札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告してください。



税務署からのお知らせ

■問合せ 札幌北税務署
(☎ 011 - 707 - 5111)

● 確定申告はオンラインを活用して感染防止！

税務署では、申告される方の新型コロナウイルス等の感染リスクを避けるために、パソコンやスマートフォンなどを利用した申告手続きをおすすめしています。多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)や郵送で申告書を提出することができます。

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方や、事前に税務署で専用のID・パスワードを取得している方は、パソ

コンやスマートフォンでのe-Taxをご利用ください。

専用のID・パスワードによるe-Taxの利用を希望される場合は、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください(税務署が開庁している平日に限ります)。

詳細はこちらから→
(国税庁ホームページ)



● 国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！

国税は様々な納付方法がありますが、次の①～③のキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、ぜひご利用ください。キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。

①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続して利用できます。

②クレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

③その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳細はこちらから→
(国税庁ホームページ)



固定資産税の手続きは忘れずに！

■問合せ 税務課資産税係 (☎ 23 - 2333)

<償却資産（固定資産税）の申告>

令和4年1月1日現在、町内に事業用償却資産^{*}を所有する法人または個人は申告が必要です。

▼申告期間 令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

▼申告方法 令和4年1月1日現在所有している償却資産を申告してください。送付不要の申し出をされた方以外には、申告用紙等の書類を12月中旬頃に郵送します。申告用紙等は町ホームページからもダウンロードできます。償却資産の申告書はeLTAXでの提出にご協力ください。

詳細はこちらから→
(eLTAX ホームページ)



※事業用償却資産とは…

法人または個人で農林業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業等を営んでいる方が、事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

【主な償却資産】

パソコン、コピー機、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備 など

<家屋（車庫、倉庫等含む）の届出>

固定資産税は、毎年1月1日現在所有する家屋に対しても課税されます。令和3年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は届出が必要ですので、速やかにご連絡ください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）で手続き願います。

※届出を忘れると、令和4年度も引き続き課税になる場合がありますのでご注意ください。

<住宅用地の特例申告>

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があるため、課税標準の特例措置が適用されます。利用状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。

○新たに適用される場合

- ・住宅の新築や増築をした場合
- ・転入等により空家、別荘を居住用住宅とした場合

○適用されなくなる場合

- ・住宅を取り壊した場合
- ・住宅を店舗等に変更した場合
- ・住宅を居住用から別荘に変更した場合

◎自衛官採用案内			
採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者	年間を通じて行っています	受付時にお知らせします
高等工科学校生徒 (令和4年度入校)	中卒（見込み含む） 17歳未満の男子	11月1日(月)～ 令和4年 1月14日(金)	令和4年 1月22日(土) ※2次試験あり
江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F (月から金 午前9時～午後5時)			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209			

平和を、仕事にする。
陸海空自衛官募集

広 告

広 告

広 告